

滋賀県衛生科学センターの 健康危機対処計画 (素案の概要版)

滋賀県衛生科学センター
令和5年12月21日(木)

健康危機対処計画の概要

- ・感染症法等の改正(令和4年12月9日公布)に伴う地域保健法の改正において、地方衛生研究所の機能である専門的な知識・技術を必要とする調査・研究および試験・検査等の業務を行うために必要な体制整備等を講ずる旨の規定が設けられた。(令和5年4月1日施行)
- ・地域保健法に基づく基本指針において、地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等についての基本的な考え方等が示され、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書等健康危機対処計画を策定することとされた。(令和5年4月1日適用)
- ・地方衛生研究所における健康危機対処計画(感染症)策定ガイドライン(令和5年3月31日付け(令和5年6月27日改定)健健発 03331第2号厚生労働省健康局健康課長通知)において健康危機対処計画の内容が示された。
- ・地域の実情と衛生科学センターの新型コロナウイルス感染症振り返りによる課題を踏まえ、健康危機対処計画を策定する。
- ・健康危機対処計画は、今後の感染症危機の対応と予防計画で定める数値目標値も踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

第1章 総則

- 1 健康危機対処計画策定の目的
- 2 対応の基本方針

第2章 平時における準備①

- 1 人材の確保・育成
 - (1) 人員の確保
 - (2) 人材の育成
- 2 検査実施体制の確保等
 - (1) 検査実施体制
 - (2) 検査マニュアル等の整備
 - (3) 検査機器等の整備
 - (4) 検査消耗品の備蓄
 - (5) 検体搬送の確認
 - (6) 職員の連絡網
- 3 関係機関との連携
 - (1) 感染症主管課および保健所との連携
 - (2) 国立感染症研究所との連携
 - (3) 地方衛生研究所間の連携
 - (4) 医療機関等との連携

第2章 平時における準備②

- 4 情報の収集と提供
 - (1) サーベイランス
 - (2) リスクコミュニケーション
 - (3) 情報の提供
- 5 調査研究の推進

第3章 有事の取組、体制

- 1 発生段階におけるセンターの役割
- 2 有事の取組、体制
 - (1) 本部機能に関する事項
 - (2) 関係機関との連携・協議に関する事項
 - (3) 検査体制に関する事項
- 3 健康危機管理体制の解除

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成①

- 1 感染防御策に関する事項

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成②

- 2 業務継続計画の作成
 - (1) 地方衛生研究所が受ける影響の想定
 - (2) 平時の業務を円滑に実施するための方策の検討
- 3 業務継続計画の周知・徹底
 - (1) 業務継続計画の周知・徹底
 - (2) 関係機関との連絡調整
- 4 感染症危機発生後の対応
 - (1) 事後評価に関する事項
 - (2) 定期評価に関する事項

付属書類

- 1 別表1 予防計画で定める数値目標の設定
- 2 別表2 数値目標の設定にあたり必要な設備
- 3 別表3 検査体制
- 4 別表4 受援体制
- 5 別表5 事業継続計画(BCP)

第1章 総則

目指す方向性

平時から感染症危機に備えた体制整備等を行い、有事には、センターの役割である試験・検査および発生情報の収集・解析を担うことにより感染症の発生のまん延の防止を図る。

ポイント

- ① 予防計画上の数値目標は新型コロナウイルス感染症第6波を想定。6年以内にPCR検査可能数を倍増。
- ② 感染症危機発生時に速やかな有事体制の移行や業務継続計画に基づき業務の絞り込み等を行う。
- ③ 平時から感染症対策主管課とセンターが密にコミュニケーションを取りながら、実態に即して人員や予算がしっかりと担保されるよう調整を行う。
- ④ 健康危機対処計画は、今後の感染症危機の対応と予防計画で定める数値目標値も踏まえながら、適宜、見直しを行う。

【予防計画で定める数値目標の設定】

1. 【流行初期】

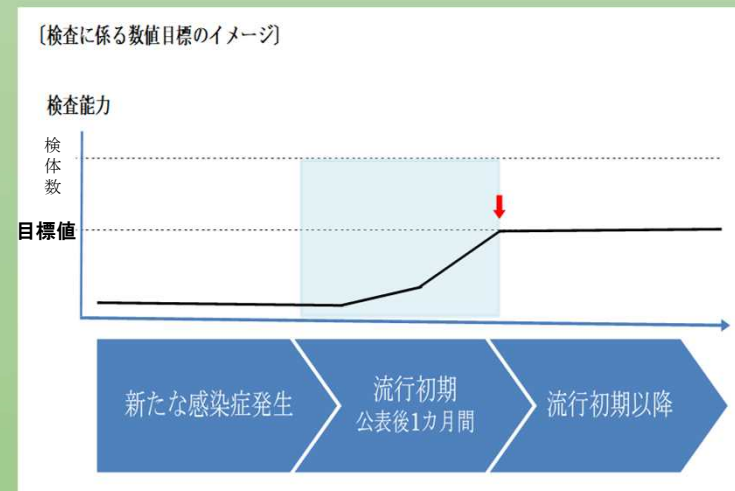
PCR検査	210検体→420検体／1日	検査機器の数 3台→6台
-------	----------------	--------------

※ 6年以内に検査設備を増加させPCR検査可能数を420件に倍増する。

2. 【流行初期以降】

PCR検査	210検体→420検体／1日	検査機器の数 3台→6台
ゲノム解析	30検体→100検体／1週	検査機器の数 1台→4台

※ 6年以内に検査設備を増加させPCR検査可能数420件、ゲノム解析を100件に倍増する。



第2章 平時における準備 ①人材の確保・育成と体制整備

目指す方向性

感染症による健康危機発生時に備えて、センターの人材の確保・育成と体制整備を平時から計画的に図る。

ポイント

- ①専門職員を計画的に配置し、資質向上、調査研究の推進を図るため、教育プログラムを作成し計画的に人材育成を行う。
- ②平時から円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう実践型訓練を定期的実施する。
- ③速やかに必要な検査体制に移行できるよう、検査実施体制、検査マニュアル等の整備、検査機器の整備、検査消耗品の備蓄、検体搬送の確認、健康危機発生時の職員の連絡網を確認する。

【平時からのセンター職員の計画的な人材育成】

- 国立感染症研究所における感染症の検査診断技術および疫学的な知識の習得等を目的とした研修会に積極的に参加する。
- 検査能力向上のため、外部機関主催の研修等へ積極的に参加する。
- 近畿府県の地方衛生研究所で実施する研修等へ積極的に参加する。

【実践型訓練の実施】

- 実践型訓練を定期的実施する。
- 検体搬入から検査終了までの一連の流れを通し、関係機関と連携しながら実施する。
- 検体の採り方や搬送体制、各担当連絡窓口等を確認する。

【有事に備えた専門人材育成機能の強化】

- 専門職種職員（獣医師、薬剤師等）を対象に実践的な検査技術研修を実施する。
- 県内医療機関、民間検査機関の検査関係者を対象とした研修を実施する。

健康危機発生時に備えて平時からの
衛生科学センターの検査実施体制確保

検査実施
体制

（検査項目、
件数の把握）

マニュアル
の整備

（検査業務管
理要領）

検査機器
の整備

（リストアッ
プ、メンテナ
ンス）

検査消耗
品の備蓄

（リスト化し
備蓄）

検体搬送
の確認

（運搬実施要
領による）

職員の連
絡網

（連絡網活用）

第2章 平時における準備 ②関係機関との連携

目指す方向性

感染症の発生時に連携を行う関係機関およびその連携方法・内容を明確化し、平時から連携を行うことで、有事の際には即座に対応できる体制を整える。

対応のポイント

- ①健康危機事案発生時に連携を行う関係機関を確認する
- ②関係機関それぞれと連携する内容やその方法を定めておく
- ③意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化
- ④感染症対策主管課と調整しながら医療機関等に対する技術指導を行う。



第3章 衛生科学センターの有事の取組、体制

目指す方向性

感染症による健康危機発生時のセンターの組織体制について明確化し、有事体制に速やかに移行する。

ポイント

- ①所内体制(指揮命令系統の明確化・所内緊急対策会議の設置、人員体制)の確保と整備
- ②検査体制(連絡調整班、検体受付班、試薬調整班、検査班[PCR検査/ゲノム検査]、疫学情報班)の構築

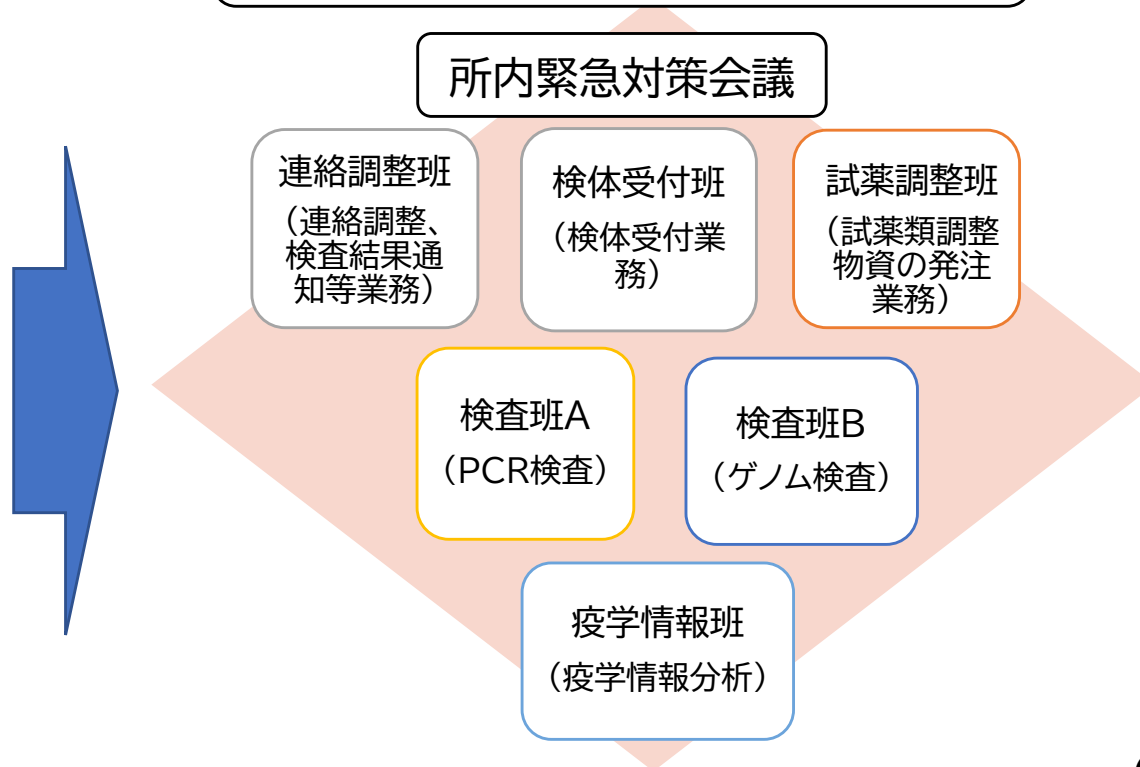
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- 感染症拡大期の対応に必要な所内の役割分担について、計画的な所内体制確保ができていなかった。
- 新型コロナウイルス感染症の長期化と検査対象者の大幅な増加となったが、応援者の研修を行ったが応援者も多忙であったため、受援することができず負担となった。

【対応策】

- ①新型インフルエンザ等感染症による健康危機に対応できる所内体制を明確化する。
- ②設定した数値目標の検査ができるよう、所内で役割を分担して対応する。
- ③外部から必要な人員および受援体制を整備しておく。

感染症による健康危機発生時の衛生科学センターの検査体制の明確化



業務量・人員数の想定

目指す方向性

平時から各業務の効率化を検討しつつ、有事における新興感染症対応業務量および通常業務量(BCP)から、必要な人員数を想定できている。

ポイント

- ①数値設定は新型コロナウイルス感染症第6波を想定
- ②業務の優先度を検討
- ③人員数は労働時間が適切になるように留意して算出
- ④業務量に応じて計画的に人員配置を行う。

【PCR検査210件のステージ毎の検査体制】

班編成／ステージ	ステージⅠ（33%）	ステージⅡ（66%）	ステージⅢ（100%）
資連絡調整班	1名×1班	1名×2班	1名×2班
検体受付班	2名／日	3名／日	4名／日
試薬調製班	1名／日	2名／日	3名／日
検査班1（PCR）	3名×1班／日	3名×2班／日	4名×2班／日
検査班2（ゲノム）	2名／日	2名／日	3名／日
疫学情報班	2名×1班	2名×2班	2名×2班

- ※ 連続する対応が必要な場合は、土日の対応も必要なことから、各ステージ毎に約1.5倍(7/5)の人員が必要である。
※ 6年以内にPCR検査可能数を420件、ゲノム解析を100件に倍増する場合は、2倍以上の人員が必要である。

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成

目指す方向性

センター内全体の平時の業務について、優先的に取り組むべき業務等を整理するとともに以下のことについて調整し、事業継続計画(BCP)「新型インフルエンザ対策業務継続計画」に基づき実施する。

1. 感染防御策に関する事項

ポイント

- ①職員が感染症に罹患する事態を想定し、発生した際の体制を構築しておく。

2. 業務継続計画の作成

ポイント

- ①他の検査について、継続するか検討を行う
- ②大津市保健所と検査の分担について確認を行う
- ③縮小する業務等について関係者等へ周知する
- ④定例的な打合せ会議・研修は当面休止とする
- ⑤業務の負荷が増えることから、デジタル化(オンラインによる会議の参加等)も含めた効率的な情報交換を考慮する

3. 感染症危機発生後の対応

ポイント

- ①感染症危機対応後は、一連の対応を振り返り、課題の抽出、改善が必要な事項等を整理し、健康危機対処計画の見直しを行う
- ②危機が発生していない場合でも定期的に実践型訓練等を実施し、必要に応じて見直しを行う。